

京都府地球温暖化対策指針

第1 総則

(趣旨)

第1条 この指針は、京都府地球温暖化対策条例（平成17年京都府条例第51号。以下「条例」という。）に基づく、事業者、府民その他の主体が地球温暖化対策を推進するための基本的な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第2条 この指針で使用する用語は、条例及び京都府地球温暖化対策条例施行規則（平成18年京都府規則第19号。以下「規則」という。）で使用する用語の例による。

第2 特定事業者

(特定事業者の組織の活動の範囲)

第3条 特定事業者が、事業者排出量削減計画書及び事業者排出量削減報告書を作成するに当たり、自らの事業活動に起因する温室効果ガスの排出の量を算定する際の組織上の活動範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特定事業者自らが所有する事業所、工場、店舗その他事業の用に供する施設又は設備（以下「事業所等」という。）における事業活動
- (2) 特定事業者（法人に限る。）が経営支配下においている事業所等における事業活動

2 前項第2号の規定による経営支配下においている事業所等とは、次の各号に該当するものとする。

- (1) 特定事業者と重要な経営方針を支配する契約を交わしている事業所等
- (2) 特定事業者と重要な技術提供をしている事業所等
- (3) 特定事業者と重要な商取引を行っている事業所等
- (4) 特定事業者が意思決定を支配する事実がある事業所等

(特定事業者の温室効果ガスの量の算定範囲)

第4条 特定事業者が、事業者排出量削減計画書及び事業者排出量削減報告書を作成するに当たり、自らの事業活動に起因する温室効果ガスの排出の量を算定する範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特定事業者が所有し、又は経営支配下においている事業所等における燃料の燃焼による排出、生産プロセスにおける排出、及び車両から直接発生した温室効果ガスの排出
- (2) 特定事業者が所有し、又は経営支配下においている事業所等において、事業活動を行うため他人から供給された電気又は熱を使用したときに、その電気又は熱をつくるに当たって電気供給事業者（電気を供給する事業を営む者をいう。以下同じ。）又は熱供給事業者（熱を供給する事業を営む者をいう。以下同じ。）が所有し、又は経営支配下においている施設又は設備（機器を含む。）から発生した温室効果ガスの排出

2 算定の対象とする温室効果ガスの対象は、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号。以下「施行令」という。）第1条各号に掲げる物質に限る。）、パーフルオロカーボン（施行令第2条各号に掲げる物質に限る。）、六ふっ化硫黄及び三ふっ化窒素とする。ただし、物質の区分に応じて施行令第7条第1項各号で規定する事業活動の区分から排出されるものに限る。

(特定事業者の要件の算定方法)

第5条 規則第12条第1項第1号の地球温暖化対策指針で定める方法は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条に掲げる方法とし、別表第1に定めるエネルギー等の原油換算係数及び二酸化炭素排出係数（以下「係数」という。）を使用するものとする。ただし、都市ガス（標準状態にあるものをいう。以下同じ。）にあつては、1,000立方メートルを発熱量45.0ギガジュールに換算した後、発熱量1

ギガジュールを原油0.0258キロリットルとして換算するものとする。

2 規則第12条第1項第4号の地球温暖化対策指針で定める方法は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号。以下「温対法施行令」という。）第4条に掲げる地球温暖化係数を各種の温室効果ガスの数量に乗じて得るものとする。

（特定事業者からの温室効果ガスの排出の量の算定方法）

第6条 特定事業者からの温室効果ガスの排出の量の算定方法（都市ガス並びに他人から供給された電気及び熱を除く。）は、温対法施行令第7条第1項に定める方法とする。

2 都市ガス並びに他人から供給された電気及び熱にあつては、別表第1に定める係数を乗じて得るものとする。

3 特定事業者は、その事業活動に係る温室効果ガスの排出の量の実測等に基づき、当該温室効果ガスの排出の程度又は燃料の発熱の程度を示すものとして適切と認められるものを求めることができるときは、前2項の規定にかかわらず、当該実測等に基づく係数を用いて、温室効果ガスの排出の量を算定することができる。

（事業所等）

第7条 第3条第1項及び第2項に規定する事業所等は、同一の敷地内にある複数の建築物、同一の敷地内にある複数の事務所等又はエネルギー管理に連動性のあるものを一つの事業所等（住居の用に供する部分がある場合には、当該部分を除く。）として取り扱う。

2 建築物の設置者又は管理者以外の事業者（以下「店子」という。）がその一部を使用する建築物（以下「テナントビル」という。）全体で使用するエネルギーの量は、当該店子がエネルギーの管理に関する権限を有する場合を除き、規則第12条第1項第1号の使用量に算入するものとする。

3 複数の事業者が区分所有により一つの建築物を所有する当該建築物全体で使用するエネルギーの量は、当該複数の事業者がエネルギーの管理に関する権限を有する場合を除き、規則第12条第1項第1号の使用量に算入するものとする。

（環境マネジメントシステム導入報告書の作成等）

第8条 規則第14条第1項の環境マネジメントシステム導入報告書に記載する環境マネジメントシステムの名称は、次に掲げるとおりとする。

(1) 規則第7条第1号から第3号までに掲げる環境マネジメントシステムにあつては、その規格の名称

(2) 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団のグリーン経営推進マニュアルに適合する仕組みにあつては、「グリーン経営認証」

(3) 一般社団法人エコステージ協会のエコステージの評価基準に適合する仕組みにあつては、「エコステージ」

(4) その他事業者独自の環境マネジメントシステムを運用している場合にあつては、「独自システム」

（事業者排出量削減計画書の作成等）

第9条 規則第15条第1項の規定による事業者排出量削減計画書は、次の各号に定める事項を記載し、作成するものとする。

(1) 主たる業種

(2) 規則第12条第1項各号による特定事業者となる要件

(3) 計画期間を通しての事業者が定めた省エネルギー対策、廃棄物排出抑制対策、環境物品等の提供、従業員への環境教育又は社会貢献活動等の地球温暖化防止に貢献する考え方をまとめた基本方針

(4) 温室効果ガスの排出の量の削減に関する取組の推進責任者及び担当者並びに点検体制をまと

めた推進体制

(5) 報告の対象となる温室効果ガスの排出の量

報告の対象となる温室効果ガスの排出の量には、他人へ供給した電気又は熱に係る排出量を含めないものとする。

(6) 温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標

ア 事業活動に伴う排出の量の基準年度排出量

計画期間の前年度における温室効果ガスの排出の量を記載する。

イ 評価の対象となる排出の量の基準年度排出量

計画期間の直近3箇年度における排出量を平均した量から、自らが実施した地球温暖化対策により削減された温室効果ガスの量を他の者が削減したものとみなすための取引(以下「排出量取引」という。)により他の者に移転した温室効果ガスの排出の量を差し引いた量を記載する。ただし、生産施設、オフィス面積等の増減があった場合で知事が認める場合に限り、計画期間の前年度における温室効果ガスの排出の量から、排出量取引により他の者に移転した温室効果ガスの排出の量を差し引いた量を記載する。

ウ 計画期間(第1年度、第2年度及び第3年度)における排出量

目標削減率を踏まえ計画期間中の各年度における温室効果ガスの排出の量の目標を記載する。ただし、評価の対象となる排出の量にあっては、次に掲げる量の合計を差し引いた量を記載する。

(ア) 第11号に規定する森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により、計画期間中の各年度において削減したものとみなされる排出の量

(イ) 当該計画期間の前の計画期間において、評価の対象となる基準年度の排出の量(以下「当初基準年度排出量」という。)から事業活動に伴う各年度の実績の排出の量の平均の量を差し引いた量が、当初基準年度排出量に目標削減率を乗じた量を上回る場合、その上回る排出の量に前の計画期間の年数を乗じた量に別表第1の1の(3)の電気の二酸化炭素排出係数により計算した当初基準年度の排出の量を当初基準年度排出量で除して得た数値を乗じた量(以下「超過削減量」という。)

エ 増減率

計画期間中の各年度における温室効果ガスの排出の量の目標の平均の量から、基準年度の温室効果ガスの排出の量を差し引き、基準年度の温室効果ガスの排出の量で除した数字に、100を乗じて得た数値を記載する。

オ 目標削減率

計画期間における温室効果ガスの排出の量の削減に関する目標として本府が求める削減率(以下「目標削減率」という。)は、別表第2のとおりとする。

カ 目標の根拠

目標の設定に当たっては、目標削減率を考慮して、工場、事業所等の排出に係る活動区分ごとの燃料等の使用の状況、設備の運用改善によるエネルギー使用の合理化、設備の更新、再生可能エネルギーの利用、将来的な事業活動の見込み、社会情勢等を総合的に勘案して目標の量を設定し、その考え方を記載する。

(7) 原単位当たりの温室効果ガス排出量等

事業所、工場、店舗及び事務所等その他の事業区分ごとに、原単位当たりの温室効果ガス排出量の目標を設定し、記載する。

ア 原単位の指標

事業の用に供する建築物の用途ごとに、当該区分に温室効果ガスの排出の量の削減に係る取組等が適正に反映されると考えられる数量(製造品出荷額ごと、延床面積ごと、燃料消費量等)を特定事業者が自らの判断で設定する。なお、原則、計画期間中は設定した原単位の

指標は変更しない。

イ 基準年度

計画期間の前年度における原単位を記載する。

ウ 計画期間（第1年度、第2年度及び第3年度）における原単位

計画期間中の各年度における原単位の目標を記載する。

エ 増減率

計画期間中の各年度の原単位の目標の平均の値から基準年度の原単位を差し引き、基準年度の原単位で除した数字に、100を乗じて得た数値を記載する。

オ 原単位の指標及び目標の根拠

温室効果ガスの排出の量の削減に係る取組等が適正に反映されると考える数量（製造品出荷額ごと、延床面積ごと、燃料消費量等）、原単位の設定の理由及び目標の根拠について記載するものとする。

(8) 重点的に実施する取組の実施計画

知事が別に定める先進的な取組を通じて温室効果ガスの排出の量の一層の削減を図るために重点的に実施することが望ましい対策として別表第3に掲げる対策（以下「重点対策」という。）の実施率（実施している対策の数を重点対策の数で除した数字に、100を乗じた数値をいう。以下「重点対策実施率」という。）を記載するものとする。

(9) 具体的な取組及び措置の内容

計画期間中の各年度において、温室効果ガスの排出の量を削減するために実施しようとする主な取組及び措置の内容について記載するものとする。

(10) 通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置

ア 措置の内容

特定事業者が所有し、又は経営支配下においている府内の事業所等において、従業員の通勤における自家用自動車等の使用を控えさせるために実施している措置又は実施しようとする措置の具体的な内容を記載するものとする。措置の内容に関して数値目標を設定している場合は、可能な限り記載するものとする。

イ 上記の措置を採用する理由

従業員の通勤において、自家用自動車等の使用を控えさせるために実施しようとする措置の内容について、当該措置を採用する理由を記載するものとする。いかなる措置も取り得ない場合には、その理由を記載するものとする。

(11) 森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量

ア 森林の保全及び整備によるもの

知事が別に定める森林吸収に係る認証制度に基づき申請を行った京都府内の森林における保全及び整備活動について、同制度に定める方法により算定される二酸化炭素の森林において吸収されたとみなされ、認証された量を記載するものとする。

イ 府内産の木材の利用によるもの

知事が別に定める府内産の木材認証制度に基づき申請を行った府内産の木材の利用について、同制度に定める方法により算定される木材の輸送に係る二酸化炭素の排出削減の効果とみなされ、認証された量を記載するものとする。

ウ 再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの

再生可能エネルギーの利用による発電量又は熱供給量のうち、電力又は熱として他に供給する予定量に、それぞれ別表第1の1の(4)の電気又は同表の1の(2)の熱の二酸化炭素排出係数を乗じて得られた二酸化炭素の量に換算した値を記載するものとする。ただし、再生可能エネルギーを利用して得た電力又は熱の全量を他に供給する予定量については、基準年度における温室効果ガスの排出の量に目標削減率を乗じた量を上限とする。

エ グリーン電力証書等の購入によるもの

一般財団法人日本品質保証機構の認証を受けたグリーン電力証書、グリーン熱証書又は一般社団法人日本卸電力取引所が運営する再エネ価値取引市場において取引された非化石証書のうち京都府内の事業所における償却予定量に、それぞれ別表第1の1の(4)の電気又は同表の1の(2)の熱の二酸化炭素排出係数を乗じて得られた二酸化炭素の量に換算した値を記載するものとする。

オ 温室効果ガス排出量の削減効果分等の購入によるもの

他の者が自主的に行った地球温暖化対策により削減され、又は吸収された二酸化炭素の量のうち、J-クレジット制度、国内クレジット制度、オフセット・クレジット（J-V E R）制度及び知事が別に定めるクレジット制度により認証された量のうち京都府内の事業所における償却予定量を記載するものとする。

(12) 地球温暖化対策に資する社会貢献活動

次に掲げる地球温暖化対策に資する社会貢献活動を実施している場合には、その活動の内容を記載することができる。

ア 持続可能な社会の実現に貢献する事業の実施

他の者の温室効果ガスの排出の量の削減を実現する機器の製造又はサービスの提供を事業として実施している場合、その内容を記載するものとする。なお、他者の温室効果ガスの排出の量の削減量について、推計することが可能な場合は、その数値を記載し、計算の過程を示す書類を添付する。

イ 地域における環境学習の実践、他の者が実施する環境学習への協力

学校や地域団体等に対して環境学習を実施している、又は他の者が実施する環境学習に対して協力を行っている場合は、その内容を記載する。

ウ 地域における緑地や森林の保全に関する取組

特定事業者が所有する事業所の敷地外において、緑地の保全に関する取組を実施している場合は、その内容を記載する。

エ 廃棄物の排出量の把握及び削減に係る取組

特定事業者が自主的に取り組む廃棄物の排出量の把握及び削減に係る取組（京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（昭和29年京都市条例第21号）に基づく取組を除く。）を実施している場合は、その内容を記載する。

オ その他地球温暖化対策に資する社会貢献活動

アからエまでに掲げるもの以外の地球温暖化対策に資する社会貢献活動について、記載することができる。

(13) 特記事項

ア 特異な判断

温室効果ガスの排出の量の算定に当たって独自の係数を使用する場合その他の事業者排出量削減計画書の記載事項の把握及び集約についてやむを得ず特異な判断を行った場合は、その理由及び内容を記載するものとする。

イ 環境保全等の取組

前号に掲げる「地球温暖化対策に資する社会貢献活動」に該当しない事業者の社会的責任に関する取組のうち、環境保全又は環境改善に関する取組についても記載することができる。

ウ 氏名及び住所の変更等

次に掲げる事項について、その内容等を記載するものとする。

(ア) 氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の変更

(イ) 事業の廃止

- (ウ) 事業所の新設又は廃止等
- (エ) 再生可能エネルギーを利用するための設備の導入計画又は導入実績
- (オ) 超過削減量の差し引きを行う年度及びその量

2 事業者排出量削減計画書は、次の資料を添付するものとする。なお、事業者排出量削減計画書の記載事項に関して説明が必要な場合は、その内容を説明する資料を必要に応じて添付するものとする。

ア 規則第4号様式の温室効果ガス排出量内訳書（以下「内訳書」という。）

イ 重点対策の検討結果を示す書類（別記第1号様式参照）及び重点対策実施の根拠資料（前計画において実施せず、当該計画期間で初めて実施するものに限る。）

（内訳書の作成等）

第10条 内訳書は、特定事業者等の単位で作成するものとし、次の各号に定める事項を記載するものとする。なお、内訳書の別紙により事業所等ごとの原油換算数量及び二酸化炭素換算数量を集約するものとする。

(1) 事業者名

府内に所有する事業所等が1事業所等の場合は、当該事業所等の名称を記載するものとする。なお、複数の事業所等を有する場合は、事業所等の合計又は小計の内訳書には事業者名に「合計」又は「小計」と追記し、それぞれの事業所等の内訳書には事業所等の名称を記載するものとする。

(2) 事業所等の名称

事業所等の名称を記載するものとする。事業所等の種別が同一で、事業者全体で一括する場合は、「事業者一括」と記載するものとする。

(3) 記載年度

内訳書に記載する項目の該当年度を記載するものとする。

(4) 記載年度の区分

内訳書の記載年度の区分について、「基準年度（実績）」、「目標年度（計画）」又は「報告年度（実績）」のいずれかを記載するものとする。基準年度を記載する場合にあっては、算定に用いた全ての年度について、内訳書を作成し提出するものとする。

(5) A事業所等排出区分

ア エネルギー種別

使用しているエネルギーを種別ごとに記載するものとする。なお、例示のエネルギーの種別以外のエネルギーを使用している場合には、「上記以外のエネルギー」の欄に当該エネルギーの種別を記載するものとする。

イ 実数値

事業所等で使用した全ての燃料等エネルギーの量を「単位」に示す単位で記載するものとする。

ウ 原油換算数量及び二酸化炭素換算数量

第5条及び第6条に定める方法により、エネルギーの種類ごとの原油換算数量及び二酸化炭素換算数量を求め、それぞれ記載するものとする。なお、温対法施行令第7条第1項に記載のないエネルギーについては、根拠のある係数をもって算出するものとし、エネルギーの種別の名称を明示した上で、根拠資料を内訳書に添付するものとする。

エ 合計

原油換算数量及び二酸化炭素換算数量のそれぞれを集計するものとする。

オ 蒸気、温水又は冷水の供給元

蒸気、温水又は冷水の供給を受けてエネルギー源とした場合は、供給元の名称を記載するものとする。

カ 自家発電

自家発電を行っている場合は、当該発電量を記載するものとする。

(6) B輸送車両排出区分

ア 燃料種別

使用している燃料の種別ごとに記載するものとする。

イ 実数値

道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第2項に規定する自動車運送事業を行う者にあつては、事業用車両の燃料として使用した燃料の量を、「単位」に示す単位で記載するものとし、鉄道事業者にあつては、府内における量を特定できない場合に限り、「鉄道事業者の京都府内分指標」により、府内の量を按分して記載するものとする。

ウ 原油換算数量及び二酸化炭素換算数量

第5条及び第6条に定める方法により、燃料の種類ごとの原油換算数量及び二酸化炭素換算数量を求め、それぞれ記載するものとする。なお、温対法施行令第7条第1項に記載のないエネルギーについては、根拠のある係数をもって算出するものとし、燃料の種別の名称を明示した上で、根拠資料を内訳書に添付するものとする。

エ 合計

原油換算数量及び二酸化炭素換算数量のそれぞれを集計するものとする。

オ 年度末使用車両数

自動車にあつては、府内の事業所を登録地又は活動の根拠としている年度末現在の自動車台数を記載し、鉄道車両にあつては、年度末現在の全ての鉄道車両数を記載するものとする。

カ 鉄道事業者の京都府内分指標

全社及び府内の営業キロ数のそれぞれの合計を、キロメートルを単位として記載するものとする。

キ 自家発電

自家発電を行っている場合は、当該発電量を記載するものとする。

(7) Cその他排出区分

ア 実数値

温室効果ガスの種別ごとに、環境省の「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」を参考として、排出した温室効果ガスの数量を記載するものとする。なお、当該温室効果ガスを閉鎖系内で循環使用する場合にあつては、当該年度において追加購入した量とする。

イ 二酸化炭素換算数量

第6条に定める方法により、各種の温室効果ガスの二酸化炭素換算数量を求め、記載するものとする。

ウ 合計

二酸化炭素換算の数量を集計するものとする。

エ 該当する排出源の名称

温室効果ガスを排出する施設、工程等の名称を記載するものとする。

2 内訳書の別紙は、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 事業所等の名称及び事業所等の種別

府内における事業者の事業活動に伴うエネルギーの年度の使用量が、前年度において原油に換算して500キロリットル以上の事業所等については、事業所等の名称及び種別を記載するものとする。

(2) 「合計」「A事業所等排出区分」「B輸送車両排出区分」「Cその他排出区分」

第5条及び第6条に定める方法により、各事業所における各区分のエネルギーの使用量の原油換算数量、二酸化炭素換算数量を求め、それぞれ記載するものとする。府内における事業者

の事業活動に伴うエネルギーの年度の使用量が、前年度において原油に換算して500キロリットル未満の事業所については、その合計を「その他事業所の合計」に記載するものとする。

3 「事業所数の合計」に、府内における事業所の総数を記載するものとする。

(事業者排出量削減計画書等関連書類の再提出)

第11条 特定事業者は、条例第18条第1項の規定により提出した事業者排出量削減計画書及び第9条第2項の規定により添付する資料（以下「事業者排出量削減計画書等関連書類」という。）の見直し又は訂正等を行うときは、速やかに見直し又は訂正等を行った事業者排出量削減計画書等関連書類を知事に再提出しなければならない。

(事業者排出量削減計画書の変更等)

第12条 特定事業者は、条例第18条第1項の規定により提出した事業者排出量削減計画書において、次に掲げる場合（第4号から第6号までに掲げる場合は、当該変更により増加し、又は減少する一年間の温室効果ガスの排出の量が、評価の対象となる排出の量の基準年度の量に目標削減率を乗じて得た量を超える場合に限る。）は、速やかに、事業者排出量削減計画変更届出書に、提出書、変更後の事業者排出量削減計画書及び変更後の内訳書（第10条第5号から第7号までに掲げる事項に変更がある場合に限る。）を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 計画書提出事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）に変更があったとき。
- (2) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を図るための基本方針、実施しようとする措置の内容及び当該措置により達成すべき目標に変更があったとき。
- (3) 事業を廃止したとき。
- (4) 事業所等の新設又は廃止があったとき。
- (5) 事業所等の用途の変更があったとき。
- (6) 事業の経営の統合又は分社を行ったとき。
- (7) その他事業者排出量削減計画書に記載した事項について、大幅な変更があったとき。

2 前項第2号から第6号までに掲げる事項について事業者排出量削減計画書の変更を行う特定事業者は、温室効果ガスの排出の量の増加又は減少の量を、単年度の量に按分し、「評価の対象となる排出量」の基準年度の量に加算又は減算しなければならない。

3 前項に掲げるもののほか、変更後の事業者排出量削減計画書の作成については、第4条から前条までの規定を準用する。

(提出書類の写しの保存)

第13条 特定事業者は、提出した事業者排出量削減計画書等関連書類並びに事業者排出量削減報告書及び第9条第2項の規定により添付する資料（以下「事業者排出量削減報告書等関連書類」という。）の写しを当該計画期間に係る報告が完了するまで保存しなければならない。

(目標の達成状況等と次期計画)

第14条 特定事業者は、計画期間の各年度の温室効果ガスの排出の量及び具体的な措置の実施状況に基づき、目標の達成状況を確認するとともに、より高い目標の設定、新たな目標の設定又は目標を達成するための措置の内容の見直しを行い、次期計画を策定し、提出するものとする。

(事業者排出量削減報告書の作成等)

第15条 事業者排出量削減報告書は、条例第18条第1項の規定により提出した事業者排出量削減計画書の内容について、当該報告年度の実施結果及び実績を記載するものとする。

2 記載の方法は、第9条各号に定めるほか、次の各号によるものとする。

(1) 実績に対する自己評価

当該報告年度の温室効果ガスの排出の量等の増減の要因、温室効果ガスの排出の量等の目標達成に向けた考え方等を記載するものとする。

(2) 具体的な取組及び措置の内容

計画期間内の各年度において実施した機器の改善等の具体的な取組及び措置の状況を記載するものとする。

(3) 通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置

従業者に通勤における自家用自動車等の使用を控えさせるために実施した措置の内容及び目標達成に向けた考え方等を記載するものとする。

3 基準年度の温室効果ガスの排出の量等については、条例第18条第1項の規定により提出した事業者排出量削減計画書に記載した数値を転記するものとする。

4 第9条第11号の規定により記載した森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量に係る実績の報告については次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 森林の保全及び整備によるもの

知事が別に定める森林吸収に係る認証制度に基づき申請を行った京都府内の森林における保全及び整備活動について、同制度に定める方法により算定される二酸化炭素の森林において吸収されたとみなされ、認証された量を記載するものとする。

(2) 府内産の木材の利用によるもの

知事が別に定める府内産の木材認証制度に基づき申請を行った府内産の木材の利用について、同制度に定める方法により算定される木材の輸送に係る二酸化炭素の排出削減の効果とみなされ、認証された量を記載するものとする。

(3) 再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの

再生可能エネルギーの利用による発電量又は熱供給量のうち、電力又は熱として他に供給した量に、それぞれ別表第1の1の(4)の電気又は同表の1の(2)の熱の二酸化炭素排出係数を乗じて得られた二酸化炭素の量に換算した値を記載するものとする。ただし、再生可能エネルギーを利用して得た電力又は熱の全量を他に供給した量については、基準年度における温室効果ガスの排出の量に目標削減率を乗じた量を上限とする。

(4) グリーン電力証書等の購入によるもの

一般財団法人日本品質保証機構の認証を受けたグリーン電力証書、グリーン熱証書又は一般社団法人日本卸電力取引所が運営する再エネ価値取引市場において取引された非化石証書のうち京都府内の事業所における償却量に、それぞれ別表第1の1の(4)の電気又は同表の1の(2)の熱の二酸化炭素排出係数を乗じて得られた二酸化炭素の量に換算した値を記載するものとする。

(5) 温室効果ガス排出量の削減効果分等の購入によるもの

他の者が自主的に行った地球温暖化対策により削減され、又は吸収された二酸化炭素の量のうち、J-クレジット制度、国内クレジット制度、オフセット・クレジット(J-V E R)制度及び知事が別に定めるクレジット制度により認証された量のうち京都府内における償却量を記載するものとする。

5 事業者排出量削減報告書には、別に定める「廃プラスチック類排出状況等報告の手引き書」に従い作成した廃プラスチック類の処理に伴う温室効果ガス排出状況等を説明する資料を添付するものとする。

(事業者排出量削減計画書等関連書類の提出先等)

第16条 特定事業者は、事業者排出量削減計画書等関連書類及び事業者排出量削減報告書関連書類を、知事に各1部提出するものとする。

(評価の対象)

第17条 計画に対する評価は、事業者排出量削減計画書の提出期限後に、当該計画書その他の添付図書により行うものとする。ただし、事業者排出量削減計画変更届出書を提出した事業者に対しては、変更後の事業者排出量削減計画書により行うものとする。

2 実績に対する評価は、計画期間が終了した年度の翌年度に、当該年度に提出する事業者排出量

削減報告書により行うものとする。

(評価の基準)

第18条 評価は、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の削減及び低炭素社会の実現に貢献する取組に対して、次の各号に掲げる基準により行うものとする。

(1) 計画作成の基本的事項に関する評価

次に掲げる項目のうち該当しないものがある事業者は、D評価とし、次号以降の評価を行わないものとする。

- ア 計画を実施するための推進体制が整備されていること
- イ エネルギーの使用を種別及び排出区分別に把握し管理していること
- ウ 温室効果ガスの排出の量の削減目標を検討し、設定していること
- エ 原単位の改善目標を検討し、設定していること
- オ 温室効果ガスの排出の量の削減に係る対策について検討を行っていること

(2) 温室効果ガスの排出の量の削減の目標

温室効果ガスの排出の量の削減の目標について、次に掲げる方法により評価を行う。

- ア 第9条第7号エに規定する増減率のうち「評価の対象となる排出の量」の増減率が、目標削減率より小さい数値である特定事業者は、A評価とする。
- イ 前号に該当する特定事業者のうち、次に掲げる全ての項目に該当するものは、S評価とする。
 - (ア) 計画期間中に目標削減率の1.5倍以上の削減を実施していること
 - (イ) 原単位当たりの温室効果ガス排出量を、年率2パーセント以上削減していること
 - (ウ) 重点対策実施率が30パーセント以上であること
 - (エ) 条例第16条第2項の規定に適合していること
- ウ 「評価の対象となる排出の量」の増減率が、目標削減率より大きい数値である特定事業者は、C評価とする。
- エ 前号に該当する特定事業者のうち、次のいずれかに該当する者は、B評価とする。
 - (ア) 計画期間中に目標削減率の0.5倍以上の削減を実施していること
 - (イ) 原単位当たりの温室効果ガス排出量を年率2パーセント以上削減していること
 - (ウ) 重点対策実施率が30パーセント以上であること

(特定事業者以外の事業者による事業者排出量削減計画書及び事業者排出量削減報告書の提出)

第19条 第3条から前条までの規定(第18条第2号イ(エ)を除く。)は、特定事業者以外の事業者が事業者排出量削減計画書及び事業者排出量削減報告書を作成し、提出する場合について準用する。

第3 特定建築物

(知事が認める居室)

第20条 規則第22条第3項第2号に規定する知事が認める居室は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 浴室、脱衣室、冷凍室、冷蔵庫その他居室の利用状況により常に湿気にさらされている居室
- (2) 作業所、医師室、手術室、X線室、操作室、暗室その他居室の利用状況により衛生環境を保つ必要がある居室
- (3) 工場作業室その他居室の利用状況により水や薬品で清掃を頻繁に行う必要がある居室
- (4) 倉庫、体育館、印刷室その他居室の利用状況により内装を設けない居室

(特定建築物排出量削減計画書の作成等)

第21条 規則第23条第1項の規定による特定建築物排出量削減計画書は、次の各号に定める事項を記載し、作成するものとする。

- (1) 工事着工予定年月日及び工事完了予定年月日
- (2) 特定建築物の概要
- (3) 特定建築物の環境の保全についての配慮に係る性能に関する評価結果

(4) 府内産木材等の使用

(5) 温室効果ガスの排出の量の削減を図るために実施しようとする措置（当該特定建築物に施そうとする別表第4に掲げる措置の概要を具体的に記載する。）

2 特定建築物排出量削減計画書には、次の各号に掲げる資料を添付するものとする。

(1) 一般財団法人建築環境・省エネルギー機構が作成した建築物に係る環境性能の評価システム（以下「CASBEE-建築（新築）」という。）による評価結果

(2) 前号の評価結果が高得点（4点又は5点）である場合、その具体策を図面等で明示した資料

(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項若しくは第2項の規定による計画書のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第3条第1項の表（い）の項に掲げる各種計算書（特定建築主が同法第12条に規定する「国等」である場合にあっては、同法第12条第2項若しくは第3項の規定による通知書のうち、同施行規則第9条第1項で準用する同規則第3条第1項の表（い）の項に掲げる各種計算書）

(4) 当該建築物に係る付近見取り図、配置図、床面積求積図、各階平面図、断面図及び立面図

(5) 府内産木材等の使用基準量の算出の根拠となる資料

(6) 温室効果ガスの排出の量の削減を図るために実施しようとする措置の内容が分かる資料又は図面

(7) その他知事が特に必要と認める資料

（特定建築物排出量削減計画書等関連書類の再提出）

第22条 特定建築主は、条例第23条の規定により提出した特定建築物排出量削減計画書及び前条第2項の規定により添付する資料（以下「特定建築物削減計画書等関連書類」という。）の見直し又は訂正等を行うときは、速やかに見直し又は訂正等を行った特定建築物排出量削減計画書等関連書類を知事に再提出しなければならない。

（特定建築物排出量削減計画書の変更の届出）

第23条 特定建築物排出量削減計画書を提出した者は、その内容を変更しようとするときは、速やかに規則第25条の規定による特定建築物排出量削減計画変更届出書及び変更を行った特定建築物排出量削減計画書等関連書類を知事に届け出なければならない。

2 前条の規定は、特定建築物排出量削減計画変更届出書について、前2条の規定は、変更後の特定建築物排出量削減計画書等関連書類について準用する。

（特定建築物排出量削減計画書に係る工事の完了の届出）

第24条 規則第27条の規定による特定建築物工事完了届出書には、次の各号に掲げる資料を添付するものとする。

(1) 使用した府内産木材等の種類・量が確認できる証明書等の写し

(2) 府内産木材等の使用基準量の算出の根拠となる資料

(3) 温室効果ガスの排出の量の削減を図るために実施した措置が具体的に分かる資料又は図面

(4) その他知事が特に必要と認める資料

2 第22条の規定は、特定建築物工事完了届出書の作成について準用する。

（府内産木材等の証明）

第25条 規則第11条の2各号に定める府内産木材等であることの確認については、次の各号に掲げるいずれかの書面により行うものとする。

(1) 一般社団法人京都府木材組合連合会から発行された京都府産木材証明書の写し

(2) 一般社団法人緑の循環認証会議から「SGEC認証林産物」の認証を取得したことを証する書面の写し

(3) 森林管理協議会から「FSC森林認証」の認証を取得したことを証する書面の写し

(4) 京都市域産材供給協会から「みやこ柚木」として表示することを認められたことを証する書

面の写し

(5) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の8の規定による伐採届の写し

（特定建築物排出量削減計画書等の提出等）

第26条 特定建築主は、特定建築物排出量削減計画書等関連書類、特定建築物排出量削減計画変更届出書、第23条に定める変更を行った特定建築物排出量削減計画書等関係書類、特定建築物工事完了届出書及び第24条の規定により添付する資料を、知事に各2部（正本1部、特定建築主用の副本1部）提出するものとする。

第4 特定緑化建築物

（緑化計画書等の提出等）

第27条 緑化計画書等の策定にあたっては、規則第32条の規定による提出日前に、位置図、緑化計画平面図、建築物立面図等により、適宜、提出先に相談するものとする。

2 緑化計画書等の作成、提出等は、別に定める「緑化計画の手引き書」に従い、行うものとする。

第5 自動車交通

（アイドリング・ストップの遵守指導等）

第28条 条例第35条の規定によるアイドリング・ストップの遵守指導等は、事業所等における朝礼、研修等の機会を通じて行うものとする。

（アイドリング・ストップの周知方法）

第29条 規則第40条に規定する方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 条例に基づき、アイドリング・ストップが義務とされている旨を日本語で簡潔明瞭に表示すること。

(2) 看板又はポスター等は、当該駐車場において駐車又は停車しようとする自動車等の運転者に見えやすい場所に掲出すること。

（自動車環境情報）

第30条 規則第41条に規定する自動車環境情報は、次に掲げるものとする。

(1) 排出ガスに含まれる次に掲げる物質の量

ア 一酸化炭素

イ 炭化水素

ウ 窒素酸化物

エ 粒子状物質（軽油を燃料とする自動車である場合に限る。）

(2) 再生利用が容易な材料を使用した部品その他資源の有効利用に関するもの

(3) その他知事が別に定めるもの

第6 特定電気機器等

（特定電気機器等）

第31条 規則第45条に規定する要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) エアコンディショナー

ア エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第148条第1項に規定するエネルギー消費機器等製造事業者等（以下「エネルギー消費機器等製造事業者等」という。）が製造し、又は輸入するものであること。

イ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号。以下「省エネ法施行令」という。）第18条第2号に規定するものであること。

ウ 直吹き形で壁掛け形のものであること。

エ 未使用のものであること。

(2) 照明器具

ア エネルギー消費機器等製造事業者等が製造し、又は輸入するものであること。

イ 省エネ法施行令第18条第3号に規定するものであること。ただし、卓上スタンド用けい光

灯器具を除く。

ウ 未使用のものであること。

(3) テレビジョン受信機

ア エネルギー消費機器等製造事業者等が製造し、又は輸入するものであること。

イ 省エネ法施行令第18条第4号に規定するものであること。

ウ 未使用のものであること。

(4) 電気冷蔵庫

ア エネルギー消費機器等製造事業者等が製造し、又は輸入するものであること。

イ 省エネ法施行令第18条第10号に規定するものであること。

ウ 未使用のものであること。

(5) 電気冷凍庫

ア エネルギー消費機器等製造事業者等が製造し、又は輸入するものであること。

イ 省エネ法施行令第18条第11号に規定するものであること。

ウ 未使用のものであること。

(6) 電気便座

ア エネルギー消費機器等製造事業者等が製造し、又は輸入するものであること。

イ 省エネ法施行令第18条第16号に規定するものであること。

ウ 未使用のものであること。

(省エネルギー性能に関する情報の表示)

第32条 規則第46条に規定する事項は、次の各号に掲げるとおりとし、これを表示する書面は、エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置（平成18年経済産業省告示第258号。以下「告示」という。）1-2(4)、2-2(4)、3-2(4)、7-2(4)、8-2(4)及び13-2(4)に規定する様式とする。

(1) エアコンディショナー

ア 多段階評価（告示1-3に定める多段階評価基準に基づくものをいう。）

イ 省エネルギーラベル（告示1-2(2)に定めるものをいう。）

ウ エネルギー消費機器等製造事業者等の名称

エ 特定電気機器等の種類ごとの名称

オ 1年間使用した場合の目安となる電気料金（告示1-2(3)に定める方法により求めた値をいう。）

カ 書面の作成年度

(2) 照明器具

ア 多段階評価（告示2-3に定める多段階評価基準に基づくものをいう。）

イ 省エネルギーラベル（告示2-2(2)に定めるものをいう。）

ウ エネルギー消費機器等製造事業者等の名称

エ 特定電気機器等の種類ごとの名称

オ 1年間使用した場合の目安となる電気料金（告示2-2(3)に定める方法により求めた値をいう。）

カ 書面の作成年度

(3) テレビジョン受信機

ア 多段階評価（告示3-3に定める多段階評価基準に基づくものをいう。）

イ 省エネルギーラベル（告示3-2(2)に定めるものをいう。）

ウ エネルギー消費機器等製造事業者等の名称

エ 特定電気機器等の種類ごとの名称

オ 1年間使用した場合の目安となる電気料金（告示3-2（3）に定める方法により求めた値をいう。）

カ 書面の作成年度

(4) 電気冷蔵庫

ア 多段階評価（告示7-3に定める多段階評価基準に基づくものをいう。）

イ 省エネルギーラベル（告示7-2（2）に定めるものをいう。）

ウ エネルギー消費機器等製造事業者等の名称

エ 特定電気機器等の種類ごとの名称

オ 1年間使用した場合の目安となる電気料金（告示7-2（3）に定める方法により求めた値をいう。）

カ 書面の作成年度

(5) 電気冷凍庫

ア 多段階評価（告示8-3に定める多段階評価基準に基づくものをいう。）

イ 省エネルギーラベル（告示8-2（2）に定めるものをいう。）

ウ エネルギー消費機器等製造事業者等の名称

エ 特定電気機器等の種類ごとの名称

オ 1年間使用した場合の目安となる電気料金（告示8-2（3）に定める方法により求めた値をいう。）

カ 書面の作成年度

(6) 電気便座

ア 多段階評価（告示13-3に定める多段階評価基準に基づくものをいう。）

イ 省エネルギーラベル（告示13-2（2）に定めるものをいう。）

ウ エネルギー消費機器等製造事業者等の名称

エ 特定電気機器等の種類ごとの名称

オ 1年間使用した場合の目安となる電気料金（告示13-2（3）に定める方法により求めた値をいう。）

カ 書面の作成年度

2 前項の事項を表示するに当たっては、エアコンディショナーにあつては告示1-5に掲げる注意事項を、照明器具にあつては告示2-5に掲げる注意事項を、電気冷蔵庫にあつては告示7-5に掲げる注意事項を、電気冷凍庫にあつては告示8-5に掲げる注意事項を、電気便座にあつては告示13-5に掲げる注意事項を販売場所において表示し、又は説明することとする。

第7 小売電気事業者

(小売電気事業者)

第33条 条例第45条第1項の規定により電気事業者排出量削減計画書を作成し、知事に提出しなければならない小売電気事業者及び条例第46条の規定により電気事業者排出量削減報告書を作成し、知事に提出しなければならない小売電気事業者は、府内に小売供給を行っている小売電気事業者のうち電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業の用に供するための電気の供給のみを行っている者以外の者とする。

(電気事業者排出量削減計画書の作成等)

第34条 規則第50条第1項に規定する電気事業者排出量削減計画書の作成に関する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 事業の概要

自己が所有する発電所（経営支配下においている子会社が所有する発電所を含む。以下「自社等発電所」という。）における発電による電気の供給事業及び他の電気事業者から調達した電気の供給事業並びにその他の地球温暖化の防止に貢献する事業の概要を記載するものとする。

る。

(2) 基本方針

前号の事業において実施する地球温暖化対策の推進その他の地球温暖化の防止に貢献する考え方及び取組方針を記載するものとする。

(3) 推進体制

地球温暖化対策の推進に関する担当部署、責任者及び担当者並びに点検体制を記載するものとする。

(4) 電気の供給に伴う温室効果ガスの排出の状況

電気事業者排出量削減計画書を提出する年度（以下「提出年度」という。）の前年度（以下「前年度」という。）における電気の供給に伴う温室効果ガスの排出の量及び把握率（全ての電気の供給の量から送配電損失及び変電所所内電力を控除した量（以下「電気供給量」という。）のうち、温室効果ガス排出係数（前年度における電気の供給に伴う温室効果ガスの排出の量を電気供給量で除したものをいう。以下同じ。）の算定の基礎となる情報を把握したものの割合をいう。）を別表第5に基づき算定し、記載するものとする。

(5) 電気の供給に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を図るための措置及び目標

前年度、提出年度、令和12年度及び長期的目標年度（概ね令和22年度とする。以下同じ。）における温室効果ガス排出係数の削減目標（前年度にあっては実績値）並びに温室効果ガス排出係数の削減を図るために実施しようとする取組及び措置の内容を記載するものとする。

(6) 特記事項

ア 未利用エネルギーによる発電量の割合の拡大を図るための措置及び目標

未利用エネルギーを利用した発電による電気の供給の量（以下「未利用エネルギー発電量」という。以下同じ。）及び目標値（前年度にあっては実績値）並びに未利用エネルギー発電量の割合の拡大を図るために実施しようとする取組及び措置の内容を記載するものとする。

イ 火力発電所における熱効率の向上を図るための措置及び目標

自社等発電所（火力発電所に限る。）における熱効率（燃料の保有するエネルギーに対する電力に返還されたエネルギーの割合をいう。）の向上を図るために実施しようとする取組及び措置の内容を記載するものとする。

ウ 電気需要者に対する地球温暖化の防止に資する取組

府内の電気需要者（府内で電気を使用する者をいう。）に対する地球温暖化の防止に資する情報の提供その他の取組の状況及び計画を記載するものとする。

エ その他の地球温暖化の防止に貢献する取組

森林の保全及び整備、二国間オフセットメカニズムの活用その他の地球温暖化の防止に貢献する取組の状況及び計画を記載するものとする。

2 電気事業者排出量削減計画書には、温室効果ガス排出係数の算定に係る資料、府内に位置する自社等発電所の状況を示す資料その他知事が必要と認める資料を添付するものとする。

（電気事業者排出量削減報告書の作成等）

第35条 規則第53条の規定による電気事業者排出量削減報告書の作成は、前条の規定より提出した電気事業者排出量削減計画書に記載した内容について、当該報告年度における実施結果及び実績を記載するものとし、記載の方法は、事業者排出量削減計画書に準拠するものとする。

（電気事業者排出量削減計画書等関連書類の提出等）

第36条 小売電気事業者は、電気事業者排出量削減計画書、電気事業者排出量削減報告書及び第34条第2項の規定により添付する資料（以下「電気事業者排出量削減計画書等関連書類」という。）を、知事に各1部提出するものとする。

2 小売電気事業者は、電気事業者排出量削減計画書等関連書類の写しを報告が完了するまで保存しなければならない。

(電気事業者排出量削減計画書等関連書類の再提出)

第37条 小売電気事業者は、前条第1項の規定により提出した電気事業者排出量削減計画書等関連書類の見直し又は訂正等を行うときは、速やかに見直し又は訂正等を行った電気事業者排出量削減計画書等関連書類を知事に再提出しなければならない。

(冷媒用代替フロン使用状況等報告書の作成等)

第38条 規則第54条の2第2項に規定する冷媒用代替フロン使用状況等報告書は、次の各号に定める事項を記載し、作成するものとする。

(1) 冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等

事業所等において、前年度に管理者（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。以下「フロン排出抑制法」という。）第2条第8項に規定する管理者をいう。以下同じ。）として自らが管理していた第一種特定製品（同条第3項に規定する第一種特定製品をいう。以下同じ。）のうち、冷媒用代替フロン使用機器に係る前年度当初及び前年度末における保有台数並びに前年度中に新たに整備した台数及び廃棄等（同条第8項第3号に規定する廃棄等をいう。以下同じ。）を行った台数について、第一種特定製品の種類ごとに記載するものとする。

(2) 充填又は回収が行われた冷媒用代替フロンの量

事業所等において、前年度に管理者として自らが管理していた第一種特定製品のうち、冷媒用代替フロン使用機器に係る使用時に充填が行われた冷媒用代替フロンの量及び使用時又は廃棄時（廃棄等を行うときをいう。以下同じ。）に回収が行われた冷媒用代替フロンの量を記載するものとする。

(3) 冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制

冷媒用代替フロン使用機器の使用時及び廃棄時における冷媒用代替フロンの漏えい防止に関する取組の管理責任者及び担当者並びに点検体制その他冷媒用代替フロン使用機器の管理体制を記載するものとする。

(4) 冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況

冷媒用代替フロン使用機器の使用時及び廃棄時における漏えい防止の取組の状況を記載するものとする。

(5) ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針

ノンフロン製品（フロン排出抑制法第2条第1項に規定するフロン類（以下「フロン類」という。）が使用されていない製品をいう。）又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品（同条第2項に規定するフロン類使用製品のうち、使用されるフロン類の地球温暖化係数の低減、当該フロン類の使用量の削減その他フロン類の使用の合理化のために必要な措置を講じることによりオゾン層の破壊及び地球温暖化への影響の程度を低減させた製品をいう。）への転換及び導入に向けた基本方針を記載するものとする。

附 則

1 改正後の指針は、平成20年4月1日から施行する。

2 第8条の知事が別に定める係数は、平成20年度から平成22年度を計画期間とする事業者排出量削減計画書にあっては、一般電気事業者及び特定規模電気事業者ごとに次の各号に掲げる係数とする。

- (1) 北海道電力株式会社 0.000479t-CO₂/kWh
- (2) 東北電力株式会社 0.000441t-CO₂/kWh
- (3) 東京電力株式会社 0.000339t-CO₂/kWh
- (4) 中部電力株式会社 0.000481t-CO₂/kWh
- (5) 北陸電力株式会社 0.000457t-CO₂/kWh

- (6) 関西電力株式会社 0.000338t-CO2/kWh
- (7) 四国電力株式会社 0.000368t-CO2/kWh
- (8) 九州電力株式会社 0.000375t-CO2/kWh
- (9) イーレックス株式会社 0.000429t-CO2/kWh
- (10) エネサーブ株式会社 0.000423t-CO2/kWh
- (11) 株式会社エネット 0.000441t-CO2/kWh
- (12) GTFグリーンパワー株式会社 0.000289t-CO2/kWh
- (13) ダイヤモンドパワー株式会社 0.000432t-CO2/kWh
- (14) 株式会社ファーストエスコ 0.000292t-CO2/kWh
- (15) 丸紅株式会社 0.000507t-CO2/kWh
- (16) その他の電気事業者 0.000555t-CO2/kWh

3 改正後の指針の施行の日前に京都府地球温暖化対策条例（平成17年京都府条例第51号）第18条第1項の規定による事業者排出量削減計画書の提出をした者が、当該計画書に係る同条例第18条第3項に規定する変更後の事業者排出量削減計画書及び同条例第19条に規定する事業者排出量削減報告書を提出する場合の改正後の京都府地球温暖化対策指針第5条から第11条までの規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

改正後の指針は、平成20年7月31日から施行する。

附 則

改正後の指針は、平成21年11月27日から施行する。

附 則

改正後の指針は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

改正後の指針は、平成24年3月30日から施行する。

附 則

改正後の指針は、平成26年9月12日から施行する。

附 則

改正後の指針は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 改正後の指針は、平成28年6月10日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の1の(3)に掲げる換算係数は、平成29年度以降の計画期間に係る事業者排出量削減計画書及び事業者排出量削減報告書の作成から適用し、平成28年度までの計画期間に係る事業者排出量削減計画書及び事業者排出量削減報告書については、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の指針は、平成29年7月18日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の1の(3)に掲げる換算係数及び別表第4に掲げる重点対策は、平成29年度以降の計画期間に係る事業者排出量削減計画書及び事業者排出量削減報告書の作成から適用し、

平成28年度までの計画期間に係る事業者排出量削減計画書及び事業者排出量削減報告書については、なお従前の例による。

附 則

改正後の指針は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

- 1 改正後の指針は、令和2年7月17日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の1の(3)に掲げる排出係数並びに別記第1号様式及び別表第4に掲げる重点対策は、令和2年度以降の計画期間にかかる事業者排出量削減計画書及び事業者排出量削減報告書の作成から適用し、令和元年度までの計画期間にかかる事業者排出量削減計画書及び事業者排出量削減報告書については、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の指針は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年4月1日前に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請書が提出されている建築物については、改正後の別表第5にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の指針は、令和5年4月7日から施行する。

附 則

- 1 改正後の指針は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第8条の規定は、令和9年度に提出する環境マネジメントシステム導入報告書から適用し、令和8年度に提出する環境マネジメントシステム導入報告書については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第18条第2号イ(ウ)、(エ)及び同号エ(ウ)の規定は、令和8年度以降の計画期間に作成された事業者排出量削減計画書及び事業者排出量削減報告書への評価から適用する。
- 4 別表第1に掲げる換算係数及び排出係数並びに別表第3に掲げる重点対策は、令和8年度以降の計画期間にかかる事業者排出量削減計画書及び事業者排出量削減報告書の作成から適用し、令和7年度までの計画期間にかかる事業者排出量削減計画書及び事業者排出量削減報告書については、なお従前の例による。